

令和6年2月14日

裁 決 書

審査請求人

〇〇市〇〇

〇 〇 〇 〇

処分庁

三島市長 豊岡 武士

(担当：企画戦略部人事課)

上記審査請求人が、令和5年5月19日付けで提起した、公文書開示請求に対する上記処分庁（担当：企画戦略部人事課）の請求拒否の決定（同年3月7日付け三企人第454号）に係る審査請求（以下「本件審査請求」という。）について、次のとおり裁決する。

主 文

本件審査請求に係る処分（以下「本件処分」という。）を取り消す。

理 由

1 事案の概要

- (1) 審査請求人は、令和5年2月20日、三島市情報公開条例（平成9年三島市条例第19号。以下「条例」という。）第6条第1項の規定により、処分庁に対して、「令和4年8月1日決裁の内部公益通報への対応結果について（伺い）の際に、内部公益通報の処理に関する規程に示されている公益通報対応業務の管理責任者である企画戦略部長が決裁に加わらなかったこと（企画戦略部長が押印されていないこと）についての根拠規定とそれに至る文書一式」の開示を請求した。
- (2) 処分庁は、令和5年3月7日、上記開示の請求に対し、当該公文書が存在しているか、又は存在していないかを答えるだけで、不開示情報として保護される利益が不開示情報を開示した場合と同様に害されることとなるときに該当

するとして、存否を明らかにしないものとして不開示とする処分を行った。

- (3) 審査請求人は、令和 5 年 5 月 19 日、本件処分の取消しを求めて本件審査請求を行った。
- (4) 処分庁は、令和 5 年 7 月 11 日、本件審査請求に対する弁明書を提出した。
- (5) 審査請求人は、令和 5 年 8 月 23 日、上記弁明書に対する反論書を提出した。
- (6) 審査庁は、令和 5 年 9 月 19 日、条例第 18 条第 1 項の規定により、三島市情報公開・個人情報保護審査会に対して諮問を行った。

2 審理関係人の主張の要旨

(1) 審査請求人の主張

審査請求人は、次のように主張し、本件処分の取消しを求めている。

ア 行政手続きの決裁に関する理由を明らかにすることが、どうして事務の遂行に支障を及ぼすのか。本件は、保護すべき個人情報にも当たらず、市行政事務の遂行に支障を及ぼすはずもない文書であることは明白である。

イ 条例第 1 条の「市政運営の公開性の向上を図り、市の諸活動を市民に説明する責務を全うする」との規定に従い、市は市政を信託した主権者である市民に対し、その諸活動の状況を具体的に明らかにし、説明する責務を負っているにもかかわらず、それがなされていないことは、本規定に違反している。

(2) 処分庁の主張

処分庁は、次のように主張し、本件審査請求の認容を求めると共に、併せて、審査請求人が「開示することを求める」部分に関する措置、すなわち、行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）第 46 条第 2 項の規定による一定の処分に関する措置については、開示請求のあった公文書のうち不存在となる部分を除き開示することとする措置を求めている。

ア 根拠規定についてはその存否を明らかにした場合、特定の個人が内部公益通報に関係しているかどうかを推定される可能性があり、そうすると、不開示とするべき個人情報が開示されたことと同様となるため、条例第 11 条に規定する、「当該開示請求に係る公文書が存在しているか、又は存在していないかを答えるだけで、不開示情報として保護される利益が開示情報を開示した場合と同様に害されることとなるとき」に該当するものと判断した。また、決裁に加わらなかったことに至る文書については、その存否を明らかにすることで、根拠規定の存否が推定できることから同様に存否を明らかにし

ないものとして不開示とする処分をすべきと判断した。

イ しかしながら、本件審査請求を機に再考したところ、条例第8条第1号に規定されている個人に関する情報であっても、当該個人が地方公務員法（昭和25年法律第261号）第2条に規定する地方公務員である場合において、当該情報とその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び氏名並びに当該職務遂行の内容に係る部分は同号ただし書きによって不開示情報から除外されていることを踏まえ、企画戦略部長が公益通報対応業務管理責任者であることは職務遂行の内容に係る部分であること、三島市内部公益通報の処理に関する規程（令和4年三島市共同訓令第1号。以下「規程」という。）第13条に利益相反の排除が定められていることは公になっていることから、根拠規定を開示することによって利害関係人に重大な不利益はないと考えられる。また、決裁に加わらなかったことに至る文書一式は、上記のとおり根拠規定の存否が推定できることから不開示としたものであるから、根拠規定を開示した場合、もはやその存否を明らかにしないことは意味をなさなくなる。

ウ 審査請求人は本件処分の取消しに加え、本件審査請求に係る開示請求の対象となる公文書を開示することを併せて求めているが、当該公文書は、不存在となる部分を除き開示することが可能と判断した。

3 本件審査請求に係る法令等の規定について

・条例第7条

実施機関（処分庁）は、開示請求があった場合は、開示請求に係る公文書に不開示情報が記録されているときを除き、開示請求者に対し、当該公文書を開示しなければならない（第1項）。

開示請求に係る公文書の一部に不開示情報が記録されている場合において、不開示情報が記録されている部分が当該部分を除いた部分と容易に区分することができるときは、実施機関は、開示請求者に対し、当該部分を除いた部分について開示しなければならない（以下略）（第2項）。

・条例第8条

前条（第7条）の不開示情報は、次に掲げる情報とする。

個人に関する情報（中略）であって、特定の個人が識別され、又は他の情報と照合することにより識別され得るもの。ただし、次に掲げる情報を除く

(第1号)。

ア 法令又は条例(以下「法令等」という。)の定めるところにより、何人でも閲覧することができる情報

イ 慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報

ウ 公表を目的として実施機関(処分庁)が作成し、又は取得した情報

エ 氏名その他特定の個人が識別され得る情報が記録されている部分を除くことにより、開示しても、本号の規定により保護される個人の利益が害されるおそれがないと認められることとなる部分の情報

オ 法令等の規定に基づく許可、免許、届出等に関する情報であって、公開することが公益上必要であると認められるもの

カ 人の生命、身体、健康、財産又は生活を保護するため、開示することがより必要であると認められる情報

キ 当該個人が公務員等(中略)である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び氏名並びに当該職務遂行の内容に係る部分

(第2号から第7号まで略)

・ 条例第11条

開示請求に対し、当該開示請求に係る公文書が存在しているか、又は存在していないかを答えるだけで、不開示情報として保護される利益が不開示情報を開示した場合と同様に害されることとなるときは、実施機関は、開示請求に係る公文書の存否を明らかにしないで、請求を拒否することができる。

・ 条例第12条

開示請求に係る公文書を開示するときは、実施機関(処分庁)は、開示の決定をし、開示請求者に対し、書面で(中略)通知しなければならない(第1項)。

開示請求に係る公文書を開示しないときは、実施機関は、請求拒否の決定をし、開示請求者に対し、書面で、その旨を通知しなければならない(以下略)(第2項)。

4 審査庁の判断

本件審査請求に係る三島市情報公開・個人情報保護審査会の答申を踏まえ、次のとおり判断する。

公益通報者保護法（平成 16 年法律第 122 号）は、公益通報をしたことを理由とする不利益な取扱いの禁止等及び行政機関がとるべき措置等を定めることにより、公益通報者の保護を図るとともに、国民の生命、身体、財産その他の利益の保護に関わる法令の規定の遵守を図り、もって国民生活の安定及び社会経済の健全な発展に資することを目的とし（第 1 条）、同法の規定に基づき必要な事項を定めた規程では、通報者等の保護に配慮するとともに、調査の対象となる者の権利を不当に侵害することのないよう、公正かつ誠実に公益通報対応業務の処理を行うべきことを定め、通報者等が内部公益通報をし、又は内部公益通報に係る相談をしたことを理由として不利益な取扱をするを禁止している（第 15 条）。

こうした同法及び規程の目的を達成するためには、通報又は相談に関する秘密の保持や個人情報保護の徹底が不可欠であり、実施機関（処分庁）には当該情報の取扱いについて細心の注意が要請される。もっとも、公益通報に関連する情報が全て不開示となるわけではなく、条例の趣旨に鑑み、開示請求の対象となる公文書の性質に応じて、その適否を判断する必要がある。

また、条例第 8 条第 1 号に規定されている個人に関する情報であっても、当該個人が地方公務員法第 2 条に規定する地方公務員等である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該地方公務員等の職及び氏名並びに当該職務遂行の内容に係る部分は同号ただし書きによって不開示情報から除外されている。

企画戦略部長が公益通報対応業務管理責任者であることは職務遂行の内容に係る部分であるから、不開示情報には当たらない。また、規定自体は公になっているため、根拠規定を開示することによって利害関係人に重大な不利益が生じるとは言えない。

さらに、根拠規定を開示する以上、もはや企画戦略部長の職にある者が決裁に加わらなかったことに至る文書一式の存否を明らかにしても、何ら問題は生じない。

したがって、本件処分を取り消し、併せて行政不服審査法第 46 条第 2 項の規定に基づき、処分庁は開示請求のあった公文書のうち不存在となる部分及び保護すべき個人情報に記載された部分を除き開示の決定をすることとする。

5 結論

以上のとおり、本件審査請求は理由があることから、行政不服審査法第 46 条第

1項の規定により、主文のとおり裁決する。

令和6年2月14日

審査庁

三島市長 豊岡 武士

(担当：企画戦略部広聴文書課)

(教示)

- 1 この裁決に不服がある場合は、この裁決を知った日の翌日から起算して6月以内に、三島市を被告として（訴訟において三島市を代表する者は、三島市長となります。）、裁決の取消しを求める訴え（審査請求の対象とした処分が違法であることを理由とする訴えを除く。）を提起することができます。ただし、この裁決を知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると裁決の取消しを求める訴えを提起することができなくなります。
- 2 この裁決を知った日の翌日から起算して6月又はこの裁決の日の翌日から起算して1年を経過した後であっても、正当な理由がある場合は、裁決の取消しを求める訴えを提起することができます。